

福島市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 25 日

福島市長 木 幡 浩

福島市規則第 52 号

福島市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

福島市情報公開条例施行規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

第11条第 6 号を次のように改める。

(6) UF0の里いいの株式会社

別表写しの交付（単色刷り）の項の次に次のように加える。

写しの交付（複色刷り） 日本産業規格 A 列 4 番まで	1 枚につき 50 円
写しの交付（複色刷り） 日本産業規格 A 列 3 番	1 枚につき 80 円

別表前項以外の物品の供与の項中「前項」を「前各項」に改め、同表備考第 2 号中「（単色刷り）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。